

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、歯科技工士業にかかる営業損害について平成23年3月分から同年4月分まで原発事故の影響割合を5割ないし3割として賠償されたほか、平成23年9月に行った自主除染について作業労賃相当額が、また、平成23年3月から同年4月までの避難について避難交通費・宿泊費・家財購入費用の一部が、さらに、精神的損害について中間指針第一次追補が定める金額に加え、申立外亡祖母（同人を申立人らのうち1名が相続。）が身体障害を有していたことにより8万円の増額分が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下申立人4名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らのうち、申立人X1は、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年9月〇日に死亡し、申立人X1が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したと。
- (2) 申立人X1の知る限り、申立人X1が、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 避難費用（避難交通費）
（平成23年3月11日から平成23年4月末まで）
- 2 避難費用（宿泊費）
（平成23年3月11日から平成23年3月末まで）
- 3 避難費用（帰還費用）
（平成23年3月11日から平成23年9月末まで）
- 4 生活費増加費用（家財道具購入費）
（平成23年3月11日から平成23年9月末まで）
- 5 精神的損害（中間指針第1次追補定額分）
（本件事故発生当初の時期）
- 6 精神的損害（被相続人分）
（平成23年3月11日から平成23年4月末まで）
- 7 営業損害

- (平成23年3月11日から平成23年4月末まで)
- 8 除染費用(作業労賃分)
(平成23年3月11日から平成23年9月末まで)
- 9 ガイガーカウンター購入費
(平成23年3月11日から平成23年9月末まで)
- 10 平成24年12月5日付プレスリリースに基づく追加賠償
(平成23年3月11日から平成24年8月末まで)

第3 和解金額

被申立人は、第2記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,307,286円の支払義務があることを認める。

1 避難費用(避難交通費)	52,800円
2 避難費用(宿泊費)	80,000円
3 避難費用(帰還費用)	10,400円
4 生活費増加費用(家財道具購入費)	100,000円
5 精神的損害(中間指針第1次追補定額分)	200,000円
6 精神的損害(被相続人分)	80,000円
7 営業損害	459,086円
8 除染費用(作業労賃分)	5,000円
9 ガイガーカウンター購入費	40,000円
10 平成24年12月5日付プレスリリースに基づく追加賠償	280,000円

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち320,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

(省略)

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和4年5月23日

(仲介委員 九石 拓也)